

高齢者や障がい者、みんなの快適すまいを考える

☆ケア・リフォームの専門店☆

エポック・ハウス <http://www.epochhouse.com>

ブログ <http://ehouse.air-nifty.com/ehouse/>

遅ればせながら、あけましておめでとうございます。

2006 年、皆様はどんなスタートを切りましたか？

今年の目標をそれぞれに掲げて、新たな挑戦に挑むのですね。

という私は、まだまだ目標が絞りきれれておりませんが・・・

何はともあれ、今年一年よろしく願いいたします。

さて、寒さはなんとかひと段落しましたが、インフルエンザの流行はこれから。

私がボランティアで通っている町田の高齢者施設も

寒さで風邪でもひいてはいけないと、1月の初詣がキャンセルになりました。

外出から帰ったら、うがい、手洗い。そして、睡眠をよくとりましょう。

やっぱ、健康が一番、体が資本ですから！

< 今回の INDEX >

- 災害に弱い高齢者
- 手すりの取り付け その4
- 賃貸マンションのリフォーム

★この冬の豪雪の被害者は・・・★

- 災害に弱い高齢者
-

20年ぶりといわれる豪雪が、雪国を襲っています。

すでに70人を超える死者と、多くのけが人が出ています。

死者の7割が65歳以上です。

屋根の雪下ろしをしていて転落。屋根から落下した雪に埋まって窒息。

寒い中の除雪作業で、脳疾患や心臓病を起こす人も多いようです。

過疎化が進む北国では、高齢者のみの世帯が少なくありません。
雪下ろしも、高齢者自らがやらねばなりません。
業者に頼むと1回、10万円前後もかかるということです。
地域の労働力を都会に奪われて
地方の高齢者は、役所や機動隊の出動を待つしかありません。

ボランティアで参加する若者も増えているようですが
屋根の雪下ろしは危険が多く、道路の除雪などの作業に限られるようです。

雪に限らず、地震、火災、水害、犠牲になるのは高齢者です。
介護保険制度などの福祉政策の充実も必要ですが
もっと身近なところから高齢者との共存を考えなければなりません。

それには、地域社会の復活がやはり大切な気がします。

★住宅改修の初歩★

■手すりの取り付け その4

その1では、目的、太さ、素材について書きました。
その2では、手すりの種類をご紹介しました。
その3では、どこに付けるか。
今回は、取り付け方法についてです。

■5■ どうやって付けるか

手すりはしっかりと取り付けなければなりません。
取り付けが不安定では、家庭内事故の原因がもう一つ増えるだけです。

どうやって付けるかには、取り付け場所の下地がポイントです。
木造住宅の壁、風呂場のタイル、マンションのコンクリート壁、ユニットバス、
下地の強度はそれぞれに違います。

DIYでも手すりは付けられますが、下地が弱い場所についている場合があります。
大工がつけると、「下地のあるところに付けた」ということも少なくありません。
手すりはしっかり設置されていても、使えません。

柱に付ける場合は、ビスで留めるだけで完成です。

壁に付けるには、壁の中の柱を探します。
壁の中の柱に付けるか、柱に下地板を取り付けてそこに手すりを設置します。

浴室のタイル壁の場合、特殊なプラグでタイルに打ち込みます。

コンクリートにも、プラスチックのプラグを使います。
下地の状況によって、固定方法はいくつかあります。
注意するのは、穴からの水の浸入。シーリング処理を行います。

ユニットバスには、下地を造ったり、特殊な器具を使ったり、接着剤で固定したり。
さまざまな方法からベストな工法を選択します。

外部アプローチの手すりの場合、取り付けはもう少し大掛かりになります。
手すりを固定する柱を設ける必要があるのですが
穴を開けてモルタルで固定するか、特殊なボルトで打ち込むか。

このように取り付ける場所によって、方法を選ばなければなりません。
具体的な方法については、ぜひお問い合わせください。

次回は、手すりの取り付け その5は、トイレや浴室など
取り付ける場所ごとのポイントをご紹介します。

手すりについてのご質問やご意見、体験談などもお待ちしております。

↓ ↓ ↓

ehouse13@yahoo.co.jp

★リフォームの注意点★

■ 賃貸マンションのリフォーム

持ち家の場合には、どこをどうリフォームするのも原則自由です。
しかし借りている家は、勝手にいじることはできません。

リフォームするには、所有者の了解を得る必要があります。
さらに原則として、現状回復が義務付けられています。
リフォームしてもいいけど、出ていくときはもとに戻して出て行って、というわけ。

公営住宅の場合にも、基本は同じです。
介護保険の住宅改修で手すりをつけるような場合でも
オーナーである自治体に申請して、了解を得る必要があります。
そのうえで、承認されると原状回復の誓約書を提出するのが一般的です。

手すりなどの場合には、簡単に承認を受けられますが
浴室の交換や、共用部分に影響を及ぼすような改修の場合には、
さまざまな制約を受ける場合もあります。
自治体によっても違いますから、注意が必要なところです。

事前申請ですから、忘れないように気をつけましょう。
忘れていると、最悪やり直し～！なんてこともありますよ。

■編集後記■

住宅の第3者機関であるNPO法人の一級建築士の方から、
調査を依頼された欠陥住宅の事例をいくつか見せていただきました。

新聞や雑誌、書籍などでも良く欠陥住宅の記事や写真がでていますが
実物はもっともっと驚くような事例がたくさんありました。

昨日の夕刊フジで「戸建て200万戸 倒壊の危機」という
衝撃的な見出しが躍っていましたが、本当に倒れてしまうものばかりです。

建築士の問題よりも、施工の問題のほうが深刻です。
あなたの家は本当に大丈夫ですか？

ご意見やご感想をお待ちしています。

【宛て先は】ehouse13@yahoo.co.jp

■『イーハウス通信』 vol.9(2006/1/12号) 毎月2回(第2・4水曜)発行
メールマガジン担当 伊佐明夫

【ご意見・お問い合わせ、登録の解除は】

→ ehouse13@yahoo.co.jp

発行: 有限会社エポック・ハウス 二級建築士事務所

Copyright(c)2005 Epoch House.inc All Rights Reserved.
